

○国土交通省告示第七百七十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条の二第五号の規定に基づき、建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣 太田 昭宏

第一号イ中「(1)から(4)まで」を「(1)から(5)まで」に改め、同イに次のように加える。

(5) 特定天井が平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第一項に定める基準に適合するもの、令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第三第二項第一号に定める基準に適合するもの

第一号ロ中「(1)から(6)まで」を「(1)から(7)まで」に改め、同ロに次のように加える。

(7) イ(5)の規定に適合するもの

第二号イ中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同イに次のように加える。

(3) 前号イ(5)の規定に適合するもの

第三号イ中「(1)から(5)まで」を「(1)から(6)まで」に、「前号イ」を「前号イ(1)及び(2)」に改め、同イに次のように加える。

(6) 第一号イ(5)の規定に適合するもの
第三号口中「(1)から(6)まで」を「(1)から(7)まで」に、「第一号イからハまで」を「第一号イ(1)から(4)まで若しくはロ(1)から(6)までは又はハ」に、「同号イ」を「同号イ(1)から(4)まで」に、「前号イ」を「前号イ(1)及び(2)」に改め、同ロに次のように加える。

(7) 第一号イ(5)の規定に適合するもの

第四号イ中「(1)から(9)まで」を「(1)から(10)まで」に改め、同イに次のように加える。

(10) 第一号イ(5)の規定に適合するもの

第四号口中「(1)から(4)まで」を「(1)から(5)まで」に改め、同ロに次のように加える。

(5) 第一号イ(5)の規定に適合するもの

第四号ハ中「(1)から(3)まで」を「(1)から(4)まで」に改め、同ハに次のように加える。

(4) 第一号イ(5)の規定に適合するもの

第五号中「へまで」を「トまで」に改め、同号に次のように加える。

ト 第一号イ(5)の規定に適合するもの

第六号から第八号までの規定中「へまで」を「トまで」に改め、第八号ロを次のように改める。

ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第五第一項各号及び第二項から第六項まで（第

四項を除く。）に規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの
（2） 第一号イ（5）の規定に適合するもの
附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。